

第6章 計画の進行管理

第1節 推進体制、PDCA

第1項 全市的な推進体制

福岡市の中長期的な将来像の実現や温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、市民の日常生活や事業者の事業活動から、都市構造や交通体系、緑の保全に至るまで、全市的な幅広い取り組みが必要となります。

1 全庁横断的な推進

福岡市のまちづくりの指針である「福岡市基本構想・基本計画」をはじめ、「福岡市環境基本計画」「福岡市都市計画マスタープラン」「福岡市みどりの基本計画」その他の分野別計画との整合性を図りながら、庁内はもとより全市的に認識の共有を図り、各主体が連携して計画を推進します。

また、全庁横断的な地球温暖化対策の推進に向けて、「福岡市温暖化対策推進会議」を中心に、「福岡市脱炭素戦略 2040」の策定を行う環境局が旗振り役となり、市役所自らの率先した取り組みを推進するなど、引き続き、全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組んでいきます。

2 様々な主体との連携

個人、地域、団体、エネルギーや交通など様々な事業者からなる「福岡市地球温暖化対策市民協議会」を通して、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策のための積極的な実践活動を推進します。

また、福岡市は2024（令和6）年9月に環境省の「脱炭素先行地域」に選定され、地行浜・唐人町エリア、天神エリアにおいて、共同提案者である9者の事業者・団体等と連携しながら、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取り組みを進め、これらを、市域への展開から市外への波及へと拡大していきます。

このほか、福岡市の2040年度に向けたチャレンジを踏まえ取り組みを進める九州大学や博多港、福岡市と地球温暖化に係る連携協定を締結した九州電力株式会社福岡支店や西部ガス株式会社、積水ソーラーフィルム株式会社といった脱炭素に積極的に取り組む事業者・団体等との連携を進めていきます。

【九州大学】

- 九州大学は「Kyushu University VISION 2030」におけるミッションの1つに「脱炭素」を掲げ、総合知により社会全体のカーボンニュートラルを先導する教育研究活動を行っており、「九州大学カーボンニュートラルキャンパス施設整備計画（令和7年3月）」において、福岡市のチャレンジ目標と足並みを揃えて、政府の目標より10年前倒しした「2040年度までにカーボンニュートラルキャンパスの実現」を目指すこととしている。

【博多港】

- 福岡市が掲げる「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジ目標の実現に貢献するとともに、博多港の国際競争力の強化を図り、船社・荷主から選択される港湾を目指していくため、脱炭素化に関する具体的な取組みなどについて定めた、「博多港カーボンニュートラルポート形成計画（令和5年11月）」を策定し、官民で連携し、カーボンニュートラルポートの形成の推進を図ることとしている。

第2項 行政機関・他都市・関係機関等との連携

社会・経済活動は、市域にとどまらず、広範にわたって行われていることから、温暖化対策は広域的に取り組むことも重要であり、温暖化対策を総合的・計画的に進めるとともに、福岡市の取組みの横展開を図るため、国や福岡県、また取組みの内容に応じて、福岡都市圏、九州内自治体、他の政令指定都市等と連携した取組みを推進します。

このほか、必要に応じて福岡県地球温暖化防止活動推進センターや福岡県気候変動適応センター、一般財団法人省エネルギーセンター、株式会社脱炭素化支援機構等の関係機関と連携した取組みを推進します。

【福岡都市圏】

- 17市町で構成される福岡都市圏では、「ふくおか都市圏まちづくりプラン」において、圏域全体で脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めていくこととしており、現在、福岡市を含む11市町において「ECO チャレンジ応援事業」の共同実施を行っている。

【福岡県地球温暖化防止活動推進センター】

- 福岡県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、関連情報の収集・発信を行うとともに、福岡県地球温暖化防止活動推進員や様々な人・組織と連携しつつ、各主体に活動や協働を働きかけ、その取組みをサポートしている。

【福岡県気候変動適応センター】

- 気候変動影響や適応策に関する情報収集・発信の拠点として、福岡県内各地における気候変動影響の予測や、気候変動影響による被害を防止・軽減するための適応策に関する情報を収集し、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめ、市町村や県民、事業者に分かりやすく発信している。

【一般財団法人省エネルギーセンター九州支部】

- 事業所の省エネに向けた活動の支援、省エネ・カーボンニュートラル関連の情報提供、エネルギー管理人材の育成、国際協力の推進等の活動を行っている。

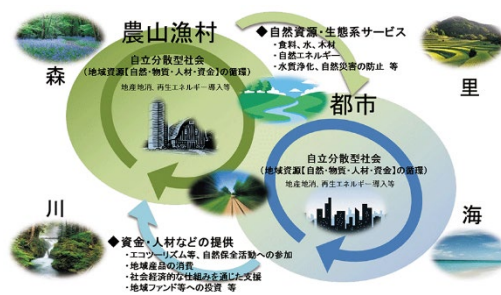
【株式会社脱炭素化支援機構（JICN）】

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、国の財政投融资からの出資と民間からの出資を原資に脱炭素に資する事業への投融资を行う株式会社。

～コラム～ 地域循環共生圏

国の第六次環境基本計画（2024年5月）において、「地域循環共生圏」が地域の目指すべき姿として位置づけられています。「地域循環共生圏」とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

例えば、農山漁村の豊富な再生可能エネルギー資源を都市で活用するとともに、農山漁村でこれらのエネルギーを創るのに必要な資金・人材を都市から提供するなど、都市と地方がお互い補完しあい、環境・経済・社会の諸問題の解決に取り組むものです。



出典）環境省 第六次環境基本計画

第3項 進行管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。

取組みの進捗状況や、数値目標を示している成果指標の達成状況を評価・公表するとともに、状況に応じて見直しを行うものとします。

本計画の進行管理の中心となる組織として、福岡市地球温暖化対策実行計画協議会、福岡市環境審議会を位置づけます。

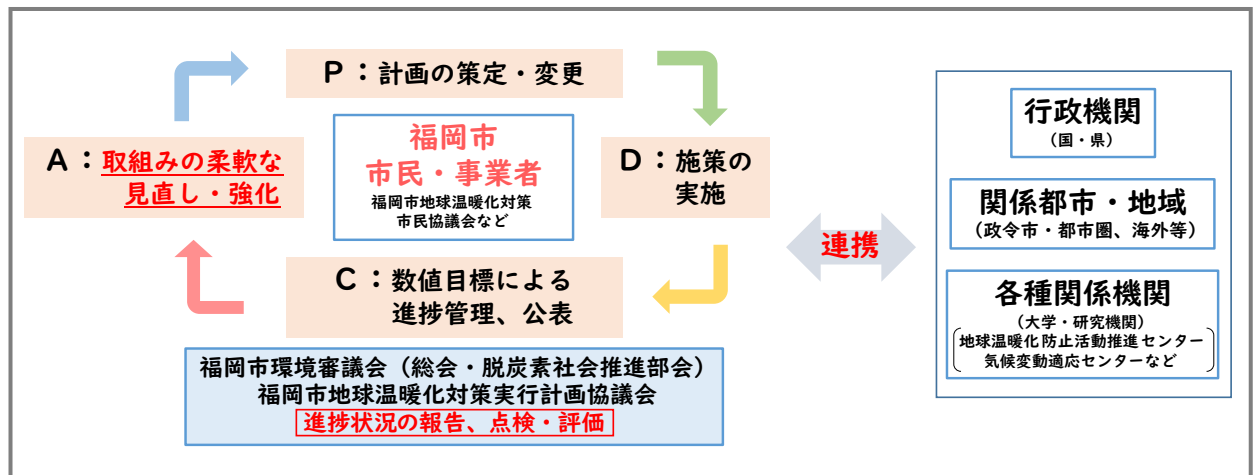


図 43 計画の進行管理

福岡市は、毎年度、取組みの進捗状況や実績等について福岡市地球温暖化対策実行計画協議会及び福岡市環境審議会へ定期的に報告し、点検・評価を受けることとします。

また、温室効果ガス排出量の算定結果及び本計画に基づく取組状況は、年度ごとに取りまとめ、年次報告書（ふくおかの環境）や市のホームページ等で公表します。

第2節 計画の柔軟な見直し・強化

国の地球温暖化対策計画に記載のとおり、技術革新及びその社会実装の不確実性や国の柔軟な見直し方針もあり、「福岡市脱炭素戦略 2040」のフォローアップ等を通じて取組みの柔軟な見直し・強化を図ります。また、成果指標などで他計画と連動しているものについては、他計画の改定にあわせて内容の更新を柔軟に行います。

このほか、国内外の動向を注視し、新たな方針等が出された場合は適切に対応していきます。